

## **【事案Ⅱ-17】入院および手術共済金請求**

・平成 29 年 12 月 13 日 和解解決

### **<事案の概要>**

被共済者は 1 歳時（契約締結前）の平成 9 年に熱傷を負い、「右中指癒痕拘縮」となった。その後の成長に伴い関節拘縮が顕在化し、契約締結後 1 年以内の平成 28 年 3 月に拘縮部分の植皮目的で手術適応となり、入院し、手術を受けた。

被申立人は、請求原因は契約締結前の熱傷により関節の癒痕拘縮が生じたものであり、加入前発病として、契約締結後 1 年以内の入院・手術共済金は、約款・事業規約上支払非該当であるため支払を拒否したところ、申立人（代理人）は、契約締結前からの症状であるとの被申立人判断には不服であるとして申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は生命共済の入院共済金日額 10,000 円に入院日数 11 日に乗じた入院共済金 11 万円および手術給付金 50,000 円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 27 年 12 月に過去に火傷し皮膚移植した指の長さの異常に気づき、平成 28 年 1 月に形成外科を受診し、3 月に 11 日間の入院治療を行った。
- (2) 担当医師からは、今回の治療は 18 年前の継続治療に該当しないとの説明を受けた。
- (3) 平成 27 年 4 月に手首骨折し整形外科に受診した際も、指の成長について確認し、現状問題無いと言われた。
- (4) 過去別の症状で中学 3 年、高校 3 年生時に整形外科に受診した際も同様に問題なしと言われた。
- (5) 共済加入以前からの症状であるとの被申立人判断には不服である。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 入院・手術証明書（診断書）の記載内容によれば、被共済者は、新規契約申込日以前から熱傷が原因の右中指癒痕拘縮があり、この治療のために入院し、平成 28 年 3 月 4 日の手術がなされたことが明らかであり、加入前発病の成立要件を満たす。
- (2) 右中指癒痕拘縮は、視覚的、触覚的に認識できるものであり、新規契約申込日以前から被共済者には明確な自覚、認識があったと考えられる。生命保険業界が定める実務指針<sup>(注)</sup>によった場合でも、本件は「被保険者の身体に生じた異常（症状）についての自覚または認識がないことが明らかな場合」には該当しない。

(注) 平成 23 年 10 月 24 日に生命保険協会が定めた実務指針『保険金等の支払いを適切に行う

ための対応に関するガイドライン』において、契約（責任開始）前発病の考え方として、「入院給付金等についても、被保険者が契約（責任開始）前の疾病について契約（責任開始）前に受療歴、症状または人間ドック・定期健康診断における検査異常がなく、かつ被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常（症状）についての自覚又は認識がないことが明らかな場合等にはお支払いする。」としている。

- (3) 裁定申立書の「(平成 27 年 4 月やそれ以前の他医受診時に) 指の成長について確認し現状問題なしと言われていました。」との記載に符合する記述は入院・手術証明書（診断書）には無く、これを裏付ける客観的資料も提出されていない。
- (4) 以上のことから、本件請求については、約款・事業規約における「新規契約申込日以前に発病していた病気」に該当し、本件共済契約における支払事由には該当しないと判断する。

### ＜裁定の概要＞

審議会において、約款・事業規約に定める契約始期日前「発病」の解釈および本件症例における「発病」時期の捉え方等について、被申立人に対して事情聴取を実施するとともに、本件契約加入時における始期日前発病不担保にかかる加入申込者への周知状況や本件共済金請求におけるモラルリスク面の問題の有無等の諸事情に鑑みた和解解決の可能性について被申立人に打診を行った。これに対して被申立人としては、本件支払査定判断において治療医および既往医に対する調査が尽くされていないとの認識のもと、改めて当該医療機関への調査を実施し、判断したいとの申出があった。その後、被申立人が実施した調査結果を踏まえ、改めて「始期日前発病に該当し、規約に定める共済金支払事由には該当しない」旨の被申立人陳述書が提出されたが、審議会としては、当該調査結果は本件癒痕拘縮にかかる「発病」時期について、なお一般的な経験則に基づく見解に留まり、当事者双方による立証は不十分との理解のもと、審議会より両当事者に対して紛争解決の観点から和解の打診を行い、被申立人は、申立人に対して、和解金を支払うことで両当事者合意し、和解成立に至った。